

この【五段】では【四段】を受けて汚職まみれのあくどい受領と京都にいる官僚たちの癒着ぶりが、赤裸々に詠まれている。潔癖さにおいて誰よりも己れに厳しかった滋実が、こうした小役人の犠牲になってしまった憤りを暗示する句内容となっている。三十五句・三十六句の「有司 曆注を記す／細書すること三四紙」三十七句・三十八句の「歸り来たらば座席に連なり／公堂眼を偷みて視る」という表現内容は余りに具体的で、そこには道真の過去に見聞した国司時代の実体験が投影されていると考えるしかないような、迫力がある。

【六段】

原文

訓読

- | | | | |
|----|-------|----------------|-------|
| 41 | 官長有剛腸 | 官長 | 剛腸有らば |
| 42 | 不能不切齒 | 齒を切らざること能はず | |
| 43 | 定應明糺察 | 定めて應に糺察を明かにすべし | |
| 44 | 屈彼無廉耻 | 彼の廉耻無きを屈す | |
| 45 | 盗人憎主人 | 盗人は主人を憎む | |
| 46 | 致死識所以 | 死を致して所以を識る | |
| 47 | 精靈入冥漠 | 精靈冥漠に入りて | |
| 48 | 不由見容止 | 容止を見るに由あらず | |

▼「藤原滋実の陸奥での国守としての功績・徳行」(その六)